

議事（4）

裾野市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱について

（裾野市地域公共交通活性化協議会）

令和5年10月から、道路運送法の改正に伴い、地域公共交通活性化協議会とは別に「運賃料金協議会」の設置が必要となった。この新しい協議会は、乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下、運賃等）に関する協議を行うためのもので、市内循環線の再編に伴う運賃設定においても、「運賃料金協議会」での協議を要する。そのため、「運賃料金協議会」についての設置要綱を策定する。

1. 現状

- ・ これまで、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等は、裾野市地域公共交通活性化協議会で協議していた。
- ・ 令和5年度の法改正により、運賃料金協議会の設置が必要となった。
- ・ 市内循環線の再編にあたり、料金を新たに定める必要があるため、運賃料金協議会での協議が必要となる。

2. 協議すること

- ・ モデル要綱を参考に、「裾野市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱（案）」を新たに策定する。
- ・ 「運賃料金協議会」の要綱策定にあわせて、「裾野市地域公共交通活性化協議会要綱」を一部変更する。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調べば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調べば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ ()内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

(乗合様式例)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇協議会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域
- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇協議会

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇地域公共交通会議において、
下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域公共交通会議
会長〇〇 〇〇

裾野市地域公共交通活性化協議会要綱

(目的)

第1条 裾野市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条及び同法施行規則第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 全市的かつ総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) **地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関すること。**
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により組織するものとする。

- (1) 市民又は地域公共交通の利用者の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人静岡県バス協会長またはその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 国土交通省沼津河川国道事務所長又はその指名する者
- (6) 静岡県沼津土木事務所長又はその指名する者
- (7) 裾野警察署交通課長
- (8) 学識経験者
- (9) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (10) 静岡県交通基盤部地域交通課長又はその指名する者
- (11) 裾野市職員
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、委員の互選によりこれを選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面議決)

第8条 会議は、軽微な事案又は緊急を要する場合には、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の規定は、委員の代理議決を認めない。

3 書面議決の結果は、書面又は次回の会議において全委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員及び関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会等)

第10条 会長は、第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会又は分科会を置くことができる。

2 専門部会又は分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、裾野市建設部都市計画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月 日から施行する。

裾野市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(目的)

第1条 裾野市地域公共交通運賃料金協議会(以下「運賃料金協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金(以下「運賃等」)を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2)その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1)裾野市長又はその指名する者
- (2)当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3)中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (4)市民又は地域公共交通の利用者の代表者

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 運賃料金協議会は原則として公開とする。
- 6 運賃料金協議会の庶務は、裾野市建設部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、裾野市地域公共交通活性化会議に報告する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月 日から施行する。

〇〇（市町村）地域公共交通運賃料金協議会議設置要綱（モデル要綱）

制定（年号）〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- （2） その他運賃料金協議会が必要と認める事項

（運賃料金協議会の構成員）

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 〇〇市町村長（〇〇都道府県知事）又はその指名する者
- （2） 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- （3） 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- （4） 住民の代表

（運賃料金協議会の運営）

第4条 運賃料金協議会に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 5 運賃料金協議会は原則として公開とする。
- 6 運賃料金協議会の庶務は、〇〇（市町村）〇〇部（課）において処理する。
- 7 運賃等に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

（運賃等に係るご相談又は通報窓口）

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先：TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇、△△、□□

（協議結果の取扱い）

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、〇〇市地域公共交通会議に報告する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。